

# 千葉県報

定例  
令和6年2月27日

## 主要目次

告示	1
令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	1
生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(二件)	1
特定計量器の定期検査の実施	2
道路区域の変更	3
道路の供用開始	3
土砂災害警戒区域の指定	3
土砂災害特別警戒区域の指定	5
公告	7
宅地建物取引業法に基づく処分	7
特定調達公告	7
入札公告	7

## 告示

**千葉県告示第九十九号**  
令和五年九月定例県議会の議決を経た令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。  
令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

医療法人社団明竹会	竹	木更津市請西南四の二の九	令和四年十月一日
内基クリニク		木更津市幸町三のの一の二	"
きさらづ循環器内科・外科		松戸市稔台一の一四の二三	"
医療法人社団長伸会	み	松戸市小金四四の五	"
どりクリニク		成田市宗吾三の七二四の四	"
医療法人社団梨葛会	北	九	"
小金こじま耳鼻咽喉科		印旛郡酒々井町中央台一の二八の一	"
医療法人 AGRIE CLM		松戸市新松戸三の二七〇	"
ED AGREEL		館山市長須賀七一三	"
INICなりた		市川市市川一の一五の二一	令和四年十一月一日
しすいホームクリニク		佐倉市ユーカリが丘六の四の七	"
森山デンタルオフィス・矯正歯科		野田市中根二五三の六	"
アライ薬局		四街道市鹿渡一、〇一五の九	"
やまが在宅クリニク		白井市根一、七八〇	"
ユーカリが丘PHCファ		白井市桜台二の一三の一	"
ミリークリニク		白井市根一二〇の二	"
あおば歯科		長生郡白子町五井三八六の二	"
医療法人社団聖裕会	北		
総歯科			
マルジン歯科			
クスのアオキ桜台薬局			
クスのアオキ白井薬局			
ヤックストラッグ白子薬局			

## 千葉県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社S O I N	鎌ヶ谷市丸山一の三	あつたかホーム訪問看護ステーション松戸	松戸市日暮五の一九八	令和四年九月一日
S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川四の一二の八	S O M P O ケア成田訪問看護	成田市飯仲二八の二八	令和四年十月一日
S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川四の一二の八	S O M P O ケア浦安訪問看護	浦安市当代島一の二	〃
株式会社ドックライン	千葉市美浜区中瀬二の六の一	夢のまち訪問看護リハビリステーション佐倉	佐倉市表町四の一七	〃
株式会社福祉開発研究所	東京都千代田区一番町六	サンセット豊夢訪問看護ステーション	松戸市河原塚一四六の一	令和四年十一月一日

千葉県告示第百二二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下において同じ。）

旭市	検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
旭市	旭市	令和六年五月十日	旭市高生一番地 旭市海上出張所	午前十時三十分から午後三時まで
〃	〃	令和六年五月十三日	旭市二の二、七八七番地一 旭市民会館	〃
〃	〃	令和六年五月十四日	〃	〃

市原市	令和六年五月十五日	〃	〃
〃	令和六年五月十六日	旭市萩園一、八〇〇番地 旧旭市飯岡支所	〃
〃	令和六年五月十七日	旭市入野一、三五五番地 一ふれあいセンター	〃
〃	令和六年四月十一日	市原市平野五八三番地の三 市原市役所加茂支所	午後一時三十分から午後三時まで
〃	令和六年四月十二日	市原市南国分寺台一丁目二番地六 市原市立国分寺公民館	午前十時三十分から午後三時まで
〃	令和六年四月十五日	市原市下野九〇番地一 市原市立津公民館	〃
〃	令和六年四月十六日	市原市姉崎二、一五〇番地一 市原市立姉崎公民館	〃
〃	令和六年四月十七日	市原市海士有木二三五番地一 市原市三和コミュニティセンター	〃
〃	令和六年四月十八日	市原市有秋台西一丁目三番地二 市原市立有秋公民館	〃
〃	令和六年四月十九日	市原市辰巳台西三丁目一四番地一 市原市立辰巳公民館	〃
〃	令和六年四月二十日	市原市牛久五二〇番地一 市原市立南総公民館	〃
〃	令和六年四月二十三日	市原市八幡二〇番地 市原市教育センター	〃
〃	令和六年四月二十日	市原市五井五、四七二番地一 市原市立五井公民館	〃
〃	令和六年五月二十日	〃	〃
〃	令和六年五月二十七日	〃	〃
〃	令和六年五月二十八日	〃	〃

山武郡横芝光町	令和六年五月二十一日	山武郡横芝光町宮川一一、九〇二番地 山武郡横芝光町役場	我孫子市中里八一番地の三我孫子市湖北地区公民館	令和六年五月二十九日	令和六年五月三十日	令和六年五月二十一日	令和六年五月二十二日	令和六年五月二十三日	〃	〃	〃	〃
---------	------------	-----------------------------	-------------------------	------------	-----------	------------	------------	------------	---	---	---	---

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

二 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
銚子市、館山市、茂原市、成田市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町			令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

三 計量法施行令第十条第一項第二号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域		令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長柄大多喜線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
長生郡長柄町針ヶ谷字長畑	前	一一・八五メートルから一三・八一メートルまで	二三・八七メートル
一、六七三番一地先から字滝谷六六七番一地先まで	後	一七・五七メートルから一九・四九メートルまで	二三・八七メートル

千葉県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

路線名	供用開始の区間
県道千葉茂原線	長生郡長柄町国府里字宮後五八五番五地先から茂原市真名字真名川二、三九八番地先まで

千葉県告示第百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日吉倉三	富里市日吉倉及び日吉台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

多古一六	多古一五	多古一四	多古一三	多古一二	多古一一	多古一〇	多古九	多古八	日吉台一	日吉倉一〇	日吉倉九	日吉倉八	日吉倉七	日吉倉六	日吉倉五	日吉倉四
香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古及び染井の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古及び染井の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉台一丁目及び日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉及び日吉台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

大里二五	大里二四	大里二三	大里二二	大里二一	大里二〇	岩山九	岩山八	岩山七	下吹入五	染井一一	染井一〇	染井九	多古二一	多古二〇	多古一九	多古一八	多古一七
山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町岩山の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町岩山の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町下吹入の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町染井の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町染井の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町染井の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古及び井戸山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

飯櫃五	飯櫃四	朝倉二	朝倉一	大台一七	大台一六	大台一五	大台一四	大台一三	宮崎二	大里三二	大里三一	大里三〇	大里二九	大里二八	大里二七	大里二六
山武郡芝山町飯櫃の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町飯櫃の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町朝倉の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町朝倉の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町宮崎及び境の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

日吉倉六	日吉倉五	日吉倉四	日吉倉三	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉及び日吉台三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	富里市日吉倉及び日吉台三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	菱田一三	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				菱田一四	山武郡芝山町菱田及び香山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				菱田一五	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				菱田一六	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				菱田一七	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				牧野一	山武郡芝山町牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人



大里二八	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大里二九	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大里三〇	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大里三一	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大里三二	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宮崎二	山武郡芝山町宮崎及び境の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大台一三	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大台一四	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大台一五	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大台一六	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大台一七	山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
朝倉一	山武郡芝山町朝倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
朝倉二	山武郡芝山町朝倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯櫃四	山武郡芝山町飯櫃の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯櫃五	山武郡芝山町飯櫃の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菱田一三	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菱田一四	山武郡芝山町菱田及び香山新田の区域のうち、次の図	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

菱田一五	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菱田一六	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菱田一七	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野一	山武郡芝山町牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

宅地建物取引業法に基づく処分  
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり処分した。  
 令和六年二月二十七日  
 千葉県知事 熊谷 俊 人

- 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号該当
- 一 商号 栗原興産株式会社
  - 二 事務所の所在地 千葉市中央区中央三丁目三番九号
  - 三 代表者の氏名 栗原洋一
  - 四 免許番号 千葉県知事(一五)第一五三四号
  - 五 免許年月日 平成三十一年一月二十一日
  - 六 処分の内容 令和六年一月四日付けで免許取消し

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月27日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 捜査支援システム貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

<p>令和6年2月27日(火曜日)</p> <p>(3) 履行期間 令和7年1月1日から令和13年12月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 令和4年度及び5年度物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。また、令和6年度及び7年度入札参加資格審査の申請が完了している者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す条件に適合する機器等を納入できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年2月27日から3月22日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年4月9日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年4月9日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年4月10日午前10時 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年3月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年3月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p>
--	--



(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: A Lease Contract of Criminal Investigation Support System Terminals, 1set
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 9 April, 2024
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

一〇五円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八